

「化管法対象物質見直し合同会合報告（案）に対する意見」

[意見]

①該当箇所

資料：第一種指定化学物質候補物質案

2- { [3 - (トリメトキシシリル) プロポキシ] メチル} オキシラン

(物質選定グループ P132、CAS RN.2530-83-8、以下「TMSPGE」と略す)

②意見内容

TMSPGE の易加水分解性及び用途の限定性に鑑みるに、当該物質は第一種指定化学物質には該当しないと考えます。

③理由

TMSPGE は、エポキシ基由来の変異原性を理由に第一種指定化学物質候補案に選定されましたが、シリコン工業会では、以下 2 つの理由から、化管法における第一種指定化学物質の要件である「物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存する」を満たすとは言えず、従い、TMSPGE は第一種指定化学物質には該当しないと考えます。

■ **物理化学的性状：TMSPGE 特有の反応性官能基（アルコシキ基・エポキシ基）の易加水分解性**

TMSPGE は易加水分解性を有しており、シリコン工業会の加盟社が実施した安定性調査では、TMSPGE 水溶液中のエポキシ基残率が 14 日後には 69% まで低下、また同じエポキシ基を持つ類似化合物（8 - (2, 3 - エポキシプロポキシ) オクチル (トリメトキシ) シラン (CAS RN. 1239602-38-0) の分解度試験結果では 28 日後に約 20% まで低下することが確認されています。このため、TMSPGE は「相当広範な地域の環境において」「継続して存する」と認められる化学物質ではないと考えます。

■ **使用状況：国内における用途の限定性**

TMSPGE の主用途は一般工業用中間体であり、接着剤、シーラント、カプセル材料及びコーティング剤等に少量配合しておくことにより被着体との接着機能を発揮する目的で用いられるシランカップリング剤としての用途が主であることから、TMSPGE は用途が限定的であり、「相当広範な地域の環境において」「継続して存する」と認められる化学物質ではないと考えます。

TMSPGE について、EU では既に安全性評価が実施され、その使用が認められており、PRTR 制度に類する管理もなされておりません。諸外国で既に安全性が確認された上で使用されている化学物質に対し、日本のみが出産して管理を実施する必要性は低いと考えます。